

平成18年における組合員証等の検認について

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第92条第1項（第95条第4項、第95条の2第3項、第99条の3第4項、第105条の5第7項、第105条の9第4項及び第125条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、施行規則第89条、第95条第2項、第95条の2第1項、第99条の3第2項、第105条の5第4項、第105条の9第2項及び第125条第1項の規定により交付された共済組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、船員組合員証及び船員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の平成18年における検認は、下記により実施するものとする。

記

（平成18年における検認について）

1 組合員証等の検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。

提出された組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の資格の有無を確認すること。

被扶養者を有する組合員に係る組合員証等の検認については、被扶養者認定の可否につき、施行規則別紙第10号による被扶養者申告書の提出を求め、再確認を行うとともに、組合員原票等を整備し、無資格者の排除に努めること。

検認のために回収した組合員証等の療養給付記録欄等の記載事項については、できるだけ診療報酬請求明細書の諸事項と照査する等適宜の措置を講じ、適正給付が図られるよう努めること。

組合は、組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。

この場合において、当該共済組合員資格証明書には、組合（保険者）番号を組合員証における共済組合コード番号の記載方法に準じて記載することとする。

（検認印について）

2 組合員証等の検認は、本年9月から10月までの間で本部長が定める期間中に実施することとし、この証として、組合員証の第1面の左上に検認年月日（実際に検認した年月日）を示した検認印を押印し、検認の事跡を明確にした後、直ちに組合員に交付すること。